

マージン率等の情報提供

株式会社 IKEDA

対象期間 令和4年8月1日～令和5年7月31日

標記については、労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

1. 派遣労働者の数 10 名 (1 日平均)
 2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者 (派遣先) の数 3 事業所
 3. 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額を控除した額を当該派遣料金の平均額で控除して得た割合 (マージン率) 31.4%
 $(24,500 - 16,800) \div 24,500 = 31.4\%$
 4. 派遣労働者の待遇の決定方法
労使協定方式
 - ① 対象となる派遣労働者の範囲 火力発電プラント (ボイラ) 等の各種配管の非破壊検査助勢業務
船舶造修業及びボイラー・タービン等製造業における機械器具組立
 - ② 労使協定の有効期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
 5. 教育訓練に関する事項
 - ① 教育訓練の種類 入職時研修、安全衛生訓練
 - ③ 対象者 派遣労働者
 - ④ 実施人員 10 名 (無期雇用派遣労働者 10 名)
 - ④ 方法及び給与の支給 OJT 有給
 - ⑤ 実施主体 派遣先事業主
 - ⑥ 実施期間 3 日間
 - ⑦ 派遣労働者の費用負担 無
 6. 労働者の派遣に関する料金の平均額 24,500 円
 7. 派遣労働者の賃金の額の平均額 16,800 円
 8. その他労働者の派遣事業の業務に関し参考と認められる事項

上記マージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、福利厚生にかかる費用、有給休暇引当金設定分が含まれています。